「かがわヒノキ」住宅助成事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　県は、県産ヒノキ材の住宅資材としての認知度向上と利用促進を図るため、香川県産認証ヒノキ材を使用した住宅を建設する者に対し、予算の範囲内において、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）及びこの要綱の定めるところにより、補助金を交付する。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるところによる。

（１）「香川県産認証ヒノキ材（以下「認証ヒノキ材」という。）」とは、「香川県産木材認証制度のためのガイドライン」に基づき香川県産木材認証制度運営協議会（以下「協議会」という。）が認証したヒノキ及びヒノキを加工した製品をいう。

（２）「木造住宅」とは、主要構造部の過半が木造で、居住室、炊事室、便所及び浴室を有し、独立した生活を営むことができる住宅をいう。

（３）「建設等」とは、住宅を新築、増築、改築又はリフォームすることをいう。

（４）「リフォーム」とは、住宅の全部又は一部について修繕、補修、模様替え等を行うことをいう。

（５）「内装材」とは、平方メートルで使用面積を確認することができる、床面、壁面、及び天井面等に使用する内装化粧仕上材をいう。

（補助事業者および交付要件）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、別表第１に掲げる者で、県税の滞納がない者とする。

２ 交付要件は、別表第２に掲げる条件を満たすものとする。

（補助対象となる認証ヒノキ材の用途）

第４条　対象となる認証ヒノキ材の用途は、構造材、下地材、内装材など建設等する住宅に使用する全てを対象とするが、外構や家具などの非固定式のものは対象外とする。

（補助金額）

第５条　補助金の額及び限度額は、別表第３のとおりとする。

（交付申請および交付決定）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅建設等の工事請負契約締結後、交付申請書（別記様式第２号）に別表第４に掲げる書類を添付し、申請の対象とする認証ヒノキ材使用部分施工完了予定日の３０日前までに協議会を経由して知事に申請しなければならない。

　　ただし、認証ヒノキ材使用部分施工完了予定日が４月１５日から３０日までの期間である場合に限り、４月５日までに申請するものとする。

２　申請者は、前項の申請書を提出するに当たって、交付を受けようとする補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

　　ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

３　知事は、前項により申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するとともに、交付決定通知書（別記様式第４号）により、当該申請者に通知する。

（交付申請の受付期間）

第７条　前条第１項に定める交付申請書の受付期間は、４月１日から２月１３日までとする。

２　交付申請書の受付は、先着順とする。ただし、申請のあった補助金の総額が予算額に達することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、当該達した日をもって受付を終了する。

（申請内容の変更）

第８条　申請者は、申請内容のうち、次の各号の内容に変更が生じた場合は、変更交付申請書（別記様式第５号）により、速やかに協議会を経由して知事に申請しなければならない。

（１）補助金の額の増又は3割を超える減

（２）認証ヒノキ材使用部分施工完了予定日が1ヶ月以上遅れる場合

（３）施工業者

（４）モデル住宅の公開期間、公開日数が変更される場合

（５）その他知事が必要と認めるもの

２ 知事は、前項の変更申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の変更交付を決定するとともに、変更交付決定通知書（別記様式第６号）により、当該申請者に通知する。

（申請の取り下げ）

第９条　申請者は、次の各号に掲げる理由により申請を取り下げるときは、補助金交付取下げ届出書（別記様式第７号）を速やかに知事に提出しなければならない。

　（１）認証ヒノキ材使用量が別表第２に掲げる使用量を下まわる場合

　（２）認証ヒノキ材使用部分施工完了が申請年度の３月１５日を過ぎる場合

　（３）交付対象となる住宅の建設を取りやめる場合

　（４）その他申請を取り下げる事由が発生した場合

（実績報告）

第１０条　申請者は、補助の対象となる認証ヒノキ材使用部分の施工を完了した時は遅滞なく、実績報告書（別記様式第８号）に別表第４に掲げる書類を添付し、協議会を経由して知事に提出しなければならない。ただし、モデル住宅の補助金対象区分については、別表第２の交付要件を満たした後に、遅滞なく提出することとする。

２　第６条第２項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　第６条第２項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第９号）により速やかに知事に報告するとともに、補助金の交付を受けた後においては、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（額の確定）

第１１条　知事は、前条の規定に基づき実績報告書が提出されたときは、その内容について審査し、適当と認めたときは、その額を確定するとともに補助金額の確定通知書（別記様式第１０号）により当該申請者に通知する。

（補助金の交付）

第１２条　補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

２　申請者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金交付請求書（別記様式第１１号）を知事に提出しなければならない。

（居住開始の届出）

第１３条　本補助金の交付を受けた者が、当該住宅へ居住を始めたときは、速やかに居住開始届（別記様式第１２号）により知事に届け出なければならない。（ただし、新築の場合のみ。）

（補助金交付の取り消し等）

第１４条　知事は、申請者が次の各号の一に該当する行為を行ったときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）この要綱に違反した場合。

（２）補助金の交付に関して不正な行為があった場合。

２　知事は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、申請者に対し、その返還を命ずるものとする。

（書類等の整備）

第１５条　申請者は、本事業にかかる帳簿や書類等について、事業が完了した年度の翌年度から５年間はこれを保存しなければならない。

（電子情報処理組織を使用して行う手続の特例）

第１６条　第１２条及び第１３条の規定による請求又は届出については、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と請求又は届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

２　前項の規定により行われる請求又は届出については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成１６年香川県規則第７３号）の規定の例による。

（その他）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は、別に定める。

附則

１　この要綱は、平成２９年４月３日から施行する。

２　第７条の規定に関わらず、平成２９年度は交付申請の受付期間を「前期」５月１日から８月２０日まで、「後期」を９月１０日から２月１３日までとする。

附則

１　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附則

１　この要綱は、令和元年９月１日から施行する。

附則

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附則

１　この要綱は、令和３年４月1日から施行する。

附則

１　この要綱は、令和５年４月1日から施行する。

附則

１　この要綱は、令和６年４月1日から施行する。

附則

１　この要綱は、令和７年４月1日から施行する。

別表第１

補助金交付対象者

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 補助金交付対象者 |
| 新築・増築・改築・リフォーム | 県内に自ら居住するための木造住宅の新築、増築、改築又はリフォームを行う者 |
| モデル住宅 | 認証ヒノキ材を使用した木造住宅を新築し、モデル住宅として1ヶ月以上の期間で最低８日間公開する、県内に本社事業所を有する工務店等 |

別表第２

交付要件

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象区分 | 助成区分 | 交付要件 | 内容 |
| 共通 | 共通 | 施工業者 | 県内に本社事業所を有する業者が施工する住宅であること。 |
| 認証ヒノキ材使用量の証明 | 協議会が実施する検査を受け、香川県産認証ヒノキ材使用量証明書（別記様式第１号）の交付を受けるものとする。 |
| 施工期限 | 申請年度の３月１５日までに、認証ヒノキ材使用部分の施工が完了すること。 |
| 認証ヒノキ材購入助成 | 認証ヒノキ材の使用 | １戸あたり３立方メートル以上認証ヒノキ材を使用していること、又は１戸あたり認証ヒノキ材の内装材の使用面積が１０平方メートル以上であること。 |
| 特別加算 | 認証ヒノキ材の使用 | 内装材を除き１戸あたり１０立方メートルを超える認証ヒノキ材を使用していること。 |
| 県産木材普及啓発への協力 | 県又は協議会が開設・作成する県産木材普及用のホームページ、パンフレット等への住宅写真等※１の掲載に同意するとともに、県産木材のＰＲ事業等に協力すること。 |
| モデル住宅 |  | モデル住宅としての公開 | 認証ヒノキ材を使用している住宅であることを示し、申請年度の３月１５日までに１ヶ月以上の期間で最低８日間モデル住宅として一般に公開すること。 |
| 展示用品助成 | 認証ヒノキ材使用についての展示 | 施工中または公開中に、認証ヒノキ材を使用した住宅であることを周知・ＰＲするための展示用品であること。 |
| 公開経費助成 | 購入者の決まっている住宅 | モデル住宅として一般に公開するために要する経費であること。 |

※１掲載内容は住宅の外観、内観、及び建築中の写真と、所在市町名、施工業者名、認証ヒノキ材使用量とし、個人が特定できるような情報の掲載はしない。

別表第３

補助金額及び限度額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象区分 | 助成区分 | 補助金額 | 上限 |
| 共通 | 認証ヒノキ材購入助成 | 認証ヒノキ材の使用量（立方メートル単位とし、小数第１位未満を切り捨てとする。）に１万円を乗じて得た額と認証ヒノキ材の内装材の使用量（平方メートル単位とし、整数未満を切り捨てとする。）に３千円を乗じて得た額を合計した額とする。 | 50万円/戸ただし、内装材は30万円/戸 |
| 特別加算 | 内装材を除き１０立方メートルを超える認証ヒノキ材の使用量（立方メートル単位とし、小数第１位未満を切り捨てとする。）に４万円を乗じて得た額とする。 |
| モデル住宅 | 展示用品助成 | 展示用品の作成経費、購入経費、賃料等（以下「展示用品費」という）の２分の１以内 |
| 公開経費助成 | 謝金や賃料、ハウスクリーニング代等（以下「公開経費」という）の２分の１以内 |

別表第４

添付書類

|  |  |
| --- | --- |
| 交付申請書 | 住宅建設等の工事請負契約書の写（ただしモデル住宅の場合は除く） |
| 認証ヒノキ材使用内訳書（別記様式第３号） |
| 建築確認済証の写または建築工事届出書の写建築基準法（昭和２５年５月２４日法律第２０１号）（以下「建築基準法」という） 第６条第１項第２号及び第４号の申請が必要な木造住宅については、同法第６条第１項の確認済証及び設計図(平面図)の写し。上記に該当しない住宅については、建築基準法第１５条第１項の建築工事届出書第一面～第四面、設計図(平面図)の写し（ただし、リフォームの場合は除く） |
| 住宅建設等の箇所を表示した位置図 |
| 県税及び個人住民税の完納証明書（ただし、モデル住宅の場合は県税のみ） |
| モデル住宅公開実施計画書（別紙参考様式１）（ただし、モデル住宅の場合のみ） |
| その他知事が必要と認める書類 |
| 実績報告書 | 認証ヒノキ材の使用状況が分かる写真（５枚程度）及び建物の全景写真 |
| モデル住宅公開実施報告書（別紙参考様式１）（ただし、モデル住宅の場合のみ） |
| モデル住宅公開時の写真（ただし、モデル住宅の場合のみ） |
| 展示用品の設置状況が分かる写真（ただし、モデル住宅で展示用品助成を受ける場合のみ） |
| 展示用品費の領収書等（ただし、モデル住宅で展示用品助成を受ける場合のみ） |
| 公開経費の領収書等（ただし、モデル住宅で公開経費助成を受ける場合のみ） |
| 認証ヒノキ材納品書の写 |
| 認証ヒノキ材使用内訳書（別記様式第３号） |
| その他知事が必要と認める書類 |